

案件名称	天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区及び平野区 の大阪市立学校産業廃棄物（廃蛍光管・廃乾電池） 収集運搬業務委託（概算契約）
------	--

仕様書

大阪市教育局事務局

1 案件名称

天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区及び平野区の大阪市立学校産業廃棄物（廃蛍光管・廃乾電池）収集運搬業務委託（概算契約）

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 排出事業者

本業務における排出事業者は大阪市教育局事務局とする。

5 履行期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日までとする。

6 業務内容

(1) 産業廃棄物の種類

収集運搬を行う産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

種別	数量	合計数量
蛍光管（直管）	975 k g	1,701 k g
水銀灯ほか	20 k g	
乾電池（アルカリ・マンガン）	659 k g	
リチウム電池・ボタン電池	47 k g	

※上記数量は概算であるため増減する可能性がある。

(2) 収集場所

大阪市内（天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区及び平野区内）に所在する市立小、中学校、義務教育学校及び専修学校 85 校（別表参照）

(3) 収集日、収集時間及び収集回数

ア 収集回数は、契約期間内において各校 1 回（ただし、土曜・日曜・祝日を除く。）を基本とする。ただし、排出量の実情によりこの限りではない。

イ 収集時間は、午前 9 時から午後 4 時までの間を基本とし、児童生徒の登下校の状況に考慮しつつ必要に応じて各学校長と調整し決定すること。

(4) 運搬の最終目的地

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、以下の処理施設へ搬入すること。

詳細については、受注者と処理業者において打合せをした上で決定すること。

処理業者名：野村興産株式会社（以下「処理業者」という。）

処理業者所在地：大阪府中央区高麗橋二丁目 1 番 2 号

処理施設所在地：大阪市西淀川区中島二丁目4番143号（野村興産株式会社関西工場）

搬入時間帯：原則、平日の午前8時から午後4時までの間とする。

それ以外の時間は、受入れ作業を行わないため、注意すること。

受入基準：搬入の際は、搬入2日前の午後4時までに、「7 収集計画」に指定する方法で上記工場へ搬入の旨を連絡すること。

入構時は、上記工場の定めるルールに従うこと。

野村興産株式会社関西工場への搬入にあたって、搬入方法など確認事項がある場合の連絡先はTEL 06-4706-1345（野村興産株式会社）とする。

7 収集計画

収集日について、受注者は各学校及び処理業者と調整のうえ、業務の実施に先立ち「収集業務計画書」（別紙－3）及び処理業者が指定する「廃棄物搬入予定表」を作成し、発注者及び処理業者に提出すること。

各学校の事情により受注者が作成した計画によりがたい場合は、受注者は当該の学校長と直接調整し、あらためて収集日を調整すること。

なお、提出した計画に変更が生じる場合は、その都度、変更後の収集日時及び搬入日時を事前に本仕様書の21に記載する担当者並びに処理業者に報告すること。

8 提出書類

- (1) 受注者は、産業廃棄物を収集運搬できることを示すものとして、本業務における事業の範囲について別紙－1に記載すること。
- (2) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (3) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了届（別紙－4）を作成し、発注者へ提出すること。
- (4) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

9 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は別紙－1記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証（積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。）（以下「許可証」という。）の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

10 収集運搬過程における積替え保管

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物の積替え保管を行うことはできない。

11 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、

やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

12 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。
- (4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
- (5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。
- (6) 収集運搬においては、児童生徒の安全確保に努めること。

13 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断 等

イ 産業廃棄物の収集運搬業務

ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 経費の負担

本業務にかかる運搬費の一切は、受注者の負担とする。

15 概算契約

本業務の数量は概算であり、発注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細（別紙－２）の単価へ履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

16 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

17 排出する状態（荷姿等）

学校では、それぞれ箱又は袋等で分別し、まとめた状態となっている。

上記「６（４）運搬の最終目的地」へ搬入する際には、以下のとおりとする。

容器には、排出された学校名を、処理業者が指定する形で記載する。

紙袋や段ボール箱が破損した状態や雨など水濡れの状態で搬入の場合、処理業者での受け入れができないため、注意すること。

廃棄物	搬入時の荷姿等
蛍光管（直管）	段ボールまたはドラム缶（洗浄済みかつ腐食・損傷がなければ中古品で可。）に入れて搬入すること。段ボールを使用する場合、不安定な状態にならないよう、蛍光灯の長さに合わせたものを使用すること。 割れたものはポリ袋に入れた状態で搬入すること。 なお、曲管（丸型）蛍光灯、電球及び LED 型ランプは受け入れが出来ないため、混入しないこと。 また、長さが 125cm を超える蛍光管は、受け入れが出来ない可能性があるため、事前に確認を行うこと。
水銀灯ほか	上記、蛍光管（直管）と同様とする。

乾電池（アルカリ・マンガン）	軽量であれば、紙袋や段ボール箱に入れて搬入すること。 重量があり、紙袋等が耐えられない場合は、「蓋つきの金属製一斗缶・ペール缶（洗浄済みかつ腐食・損傷がなければ中古品で可。）」にて搬入すること。 なお、鉛蓄電池（Pb 電池）は受け入れが出来ないため、混入しないこと
リチウム電池・ボタン電池	紙袋や段ボール箱に入れて搬入すること。 ボタン電池は、接地面にテープを貼り、絶縁処理をすること。

※乾電池について、一斗缶又はペール缶を使用した場合、搬入時には蓋をし、ふちの部分をテープで固定すること。蛍光管、水銀灯については蓋をする必要はない。

※ドラム缶・一斗缶及びペール缶について、缶に液体（雨水を含む。）を入れてはならない。
入れた状態で搬入された場合、受入れできず返品となるため、注意すること。

- (1) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正な処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。
- (2) 発注者は、上記の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。

18 委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者の責めに帰する理由により契約を解除した場合において、受注者のもとに、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬が未だに完了していないものがあるときは、発注者が指定した者が収集運搬を行うものとする。

イ 上記アの場合、受注者は産業廃棄物の引き渡しに協力しなければならない。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

発注者の責めに帰する理由により契約を解除した場合において、受注者のもとに、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬が未だに完了していないものがあるときは、収集運搬の方法や期限を発注者と協議の上定めることとする。

19 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

20 その他

- (1) 受注者は上記「9 受注者の事業範囲」により契約書に添付する許可証に「水銀使用製品産業廃棄物を含む」の表記がない場合、本業務が履行可能であることを証するため、発注者へ「収集業務に関する申出書」を提出すること。
- (2) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義について

は受付しない。

契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

- (3) 受注者は本業務の開始前に、処理業者との間で廃棄物の持ち込みに関する確認・打合せを実施し、業務の円滑化を図ること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (5) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両とすること。

21 事業担当

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当

大阪市西成区天下茶屋 1-16-5

電話：06-6115-7794

収集運搬に関する事業範囲
(積み込み場所)

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

(積み下ろし場所)

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
蛍光管（直管）	975 k g		
水銀灯ほか	20 k g		
乾電池（アルカリ・マンガン）	659 k g		
リチウム電池・ボタン電池	47 k g		
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

※種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて、算出すること

この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること

監督職員	担当係長

収 集 業 務 計 画 書

令和 年 月 日

大阪市教育委員会
教育長 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

受任者名

下記のとおり届出します。

記

業 務 名 称	
業 務 場 所	大阪市立学校（ 校）
着 手 日	令和 年 月 日
期 限	令和 年 月 日
業 務 計 画	別紙のとおり

監督職員	担当係長

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

大阪市教育委員会
教育長 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名
受任者名

下記のとおり、業務が完了しましたのでお届けします。

記

業務名称

業務場所

契約番号

契 約 日

令和	年	月	日
----	---	---	---

履行期限

令和	年	月	日
----	---	---	---

完 了 日

令和	年	月	日
----	---	---	---

金 額

金	円
---	---

添付書類

計量証明書（写）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

対象校一覧

No.	校 園 コード	学 校 名	校 種 名	区 名	住 所	電 話 番 号		FAX 番 号	
1	591240	真田山小学校	小学校	天王寺区	玉造本町14-41	06	6761-0902	06	6765-0698
2	591243	五条小学校	小学校	天王寺区	小宮町9-28	06	6772-4831	06	6772-7829
3	591244	聖和小学校	小学校	天王寺区	寺田町1-6-37	06	6779-5521	06	6779-1024
4	591245	大江小学校	小学校	天王寺区	四天王寺1-9-18	06	6771-2425	06	6771-0792
5	591246	生魂小学校	小学校	天王寺区	上汐4-1-25	06	6771-8474	06	6771-0894
6	591247	天王寺小学校	小学校	天王寺区	大道1-4-49	06	6771-0870	06	6771-0915
7	592240	天王寺中学校	中学校	天王寺区	北河堀町6-20	06	6771-0903	06	6771-1066
8	592241	夕陽丘中学校	中学校	天王寺区	小宮町6-28	06	6772-3331	06	6772-5095
9	592242	高津中学校	中学校	天王寺区	城南寺町1-31	06	6761-2487	06	6765-2793
10	671480	北鶴橋小学校	小学校	生野区	鶴橋3-4-50	06	6741-6706	06	6741-0602
11	671482	鶴橋小学校	小学校	生野区	桃谷2-20-32	06	6731-2278	06	6731-1797
12	671484	勝山小学校	小学校	生野区	勝山南1-3-5	06	6716-1166	06	6716-2466
13	671488	東中川小学校	小学校	生野区	新今里7-14-37	06	6752-2865	06	6751-8675
14	671489	小路小学校	小学校	生野区	小路2-24-40	06	6752-0061	06	6751-8751
15	671490	東小路小学校	小学校	生野区	小路東3-8-15	06	6751-4465	06	6751-9397
16	671494	巽小学校	小学校	生野区	巽中3-12-5	06	6758-0025	06	6758-7168
17	671495	北巽小学校	小学校	生野区	巽北1-30-29	06	6753-0301	06	6753-1765
18	671497	巽南小学校	小学校	生野区	巽南2-10-7	06	6757-9174	06	6757-6061
19	671498	巽東小学校	小学校	生野区	巽東3-8-13	06	6758-3261	06	6758-0596
20	671499	大池小学校	小学校	生野区	中川3-4-3	06	6753-1822	06	6753-1857
21	672480	大池中学校	中学校	生野区	中川6-3-6	06	6752-3451	06	6751-9581
22	672481	桃谷中学校	中学校	生野区	勝山北3-13-44	06	6712-0017	06	6712-0413
23	672484	田島中学校	中学校	生野区	田島5-23-7	06	6758-1021	06	6758-5064
24	672487	新生野中学校	中学校	生野区	巽東3-3-12	06	6757-1421	06	6757-5308
25	672488	新巽中学校	中学校	生野区	巽南4-2-53	06	6793-7415	06	6757-5308
26	672489	義務教育学校生野未来学園(後期課程)	義務教育学校	生野区	生野西3-5-40	06	6716-0121	06	6716-2153
27	711600	高松小学校	小学校	阿倍野区	天王寺町北3-17-19	06	6713-2381	06	6713-2027
28	711602	金塚小学校	小学校	阿倍野区	旭町3-4-46	06	6649-0400	06	6649-4127
29	711603	丸山小学校	小学校	阿倍野区	丸山通1-4-43	06	6661-6731	06	6661-7461
30	711604	晴明丘小学校	小学校	阿倍野区	晴明通10-34	06	6661-8526	06	6661-7450
31	711605	阿倍野小学校	小学校	阿倍野区	阪南町2-17-21	06	6622-0526	06	6622-9041
32	711606	阪南小学校	小学校	阿倍野区	阪南町5-7-40	06	6621-2351	06	6621-1932
33	711607	長池小学校	小学校	阿倍野区	長池町20-26	06	6622-6445	06	6622-7564
34	711608	苗代小学校	小学校	阿倍野区	阪南町1-26-30	06	6622-5403	06	6622-5389
35	711609	晴明丘南小学校	小学校	阿倍野区	帝塚山1-23-8	06	6661-6543	06	6661-7436
36	712600	昭和中学校	中学校	阿倍野区	桃ヶ池町2-3-17	06	6621-0051	06	6623-5397
37	712601	文の里中学校	中学校	阿倍野区	美章園1-5-52	06	6621-0796	06	6629-4857
38	712602	阪南中学校	中学校	阿倍野区	北畠1-16-24	06	6622-0005	06	6622-7497
39	712603	松虫中学校	中学校	阿倍野区	松虫通3-4-45	06	6661-6681	06	6661-6162
40	712604	阿倍野中学校	中学校	阿倍野区	昭和町3-2-4	06	6628-0505	06	6628-2496
41	716000	デザイン研究所	専修学校	阿倍野区	文の里1-7-2	06	6624-2512	06	6624-6591
42	741691	北田辺小学校	小学校	東住吉区	北田辺3-11-14	06	6713-2324	06	6713-5099
43	741692	田辺小学校	小学校	東住吉区	田辺2-3-34	06	6622-0401	06	6622-7549
44	741693	東田辺小学校	小学校	東住吉区	東田辺2-14-6	06	6691-5671	06	6691-8724
45	741694	南田辺小学校	小学校	東住吉区	南田辺4-3-4	06	6699-0221	06	6699-8749
46	741695	南百済小学校	小学校	東住吉区	湯里1-15-40	06	6701-0207	06	6797-3157
47	741696	育和小学校	小学校	東住吉区	杭全4-10-12	06	6713-1253	06	6713-4113
48	741697	鷹合小学校	小学校	東住吉区	鷹合3-12-38	06	6692-0455	06	6692-0513
49	741698	今川小学校	小学校	東住吉区	今川4-24-4	06	6702-5653	06	6797-4638
50	741699	矢田小学校	小学校	東住吉区	矢田3-4-27	06	6698-1521	06	6699-9804
51	741700	矢田東小学校	小学校	東住吉区	住道矢田2-7-43	06	6702-9877	06	6797-4636
52	741701	矢田西小学校	小学校	東住吉区	公園南矢田2-15-43	06	6699-1600	06	6699-6174
53	741703	湯里小学校	小学校	東住吉区	湯里6-8-3	06	6797-0900	06	6797-0362
54	742690	田辺中学校	中学校	東住吉区	南田辺4-7-24	06	6692-0117	06	6692-0318
55	742691	東住吉中学校	中学校	東住吉区	桑津5-17-25	06	6719-4488	06	6719-4383
56	742693	矢田中学校	中学校	東住吉区	住道矢田9-7-55	06	6702-5775	06	6797-1329
57	742694	白鷺中学校	中学校	東住吉区	今川1-2-21	06	6713-0500	06	6713-0899
58	742696	矢田西中学校	中学校	東住吉区	公園南矢田2-12-47	06	6697-1891	06	6697-5365
59	751720	喜連小学校	小学校	平野区	喜連7-6-4	06	6709-7700	06	6799-1109
60	751721	平野西小学校	小学校	平野区	背戸口4-1-31	06	6702-0872	06	6797-0361
61	751722	平野小学校	小学校	平野区	平野宮町1-9-29	06	6791-6626	06	6791-5657
62	751723	長吉小学校	小学校	平野区	長吉長原2-6-55	06	6709-2000	06	6799-1104
63	751724	瓜破小学校	小学校	平野区	瓜破5-3-11	06	6709-4920	06	6799-1037

対象校一覧

No.	校 園 コー ド	学 校 名	校 種 名	区 名	住 所	電 話 番 号		FAX 番 号	
64	751725	加美小学校	小学校	平野区	加美正覚寺3-13-35	06	6791-7501	06	6791-1823
65	751727	平野南小学校	小学校	平野区	平野南2-3-8	06	6709-5500	06	6799-0620
66	751729	喜連西小学校	小学校	平野区	喜連西3-17-61	06	6702-1056	06	6797-5072
67	751731	瓜破北小学校	小学校	平野区	瓜破1-8-33	06	6709-0360	06	6799-0464
68	751732	長原小学校	小学校	平野区	長吉長原東3-10-9	06	6708-0105	06	6799-0401
69	751734	瓜破東小学校	小学校	平野区	瓜破東2-5-78	06	6708-0108	06	6799-0359
70	751736	加美北小学校	小学校	平野区	加美北7-4-10	06	6793-0576	06	6793-4165
71	751737	長吉出戸小学校	小学校	平野区	長吉出戸3-1-43	06	6707-8500	06	6799-0339
72	751738	瓜破西小学校	小学校	平野区	瓜破西2-1-43	06	6704-0200	06	6797-5065
73	751741	加美東小学校	小学校	平野区	加美東5-9-25	06	6793-0725	06	6793-4175
74	751742	川辺小学校	小学校	平野区	長吉川辺1-4-9	06	6790-8351	06	6799-1553
75	751743	新平野西小学校	小学校	平野区	背戸口1-5-22	06	6702-3661	06	6797-3168
76	752720	摂陽中学校	中学校	平野区	平野西3-4-7	06	6702-0324	06	6797-8120
77	752721	平野中学校	中学校	平野区	背戸口1-16-26	06	6702-6721	06	6797-8127
78	752722	長吉中学校	中学校	平野区	長吉長原東1-6-15	06	6709-3000	06	6799-2911
79	752723	瓜破中学校	中学校	平野区	瓜破2-5-31	06	6709-2221	06	6799-2701
80	752724	加美中学校	中学校	平野区	加美正覚寺3-13-46	06	6791-5755	06	6791-9310
81	752725	長吉西中学校	中学校	平野区	長吉長原西3-8-21	06	6708-0335	06	6799-2649
82	752727	長吉六反中学校	中学校	平野区	長吉六反4-9-61	06	6707-8700	06	6799-2159
83	752728	瓜破西中学校	中学校	平野区	瓜破西2-12-22	06	6705-0700	06	6797-8172
84	752729	加美南中学校	中学校	平野区	加美南1-10-15	06	6793-0724	06	6793-4184
85	752730	平野北中学校	中学校	平野区	平野宮町1-8-55	06	6793-5121	06	6793-1059